福岡市・北九州市 国家戦略特別区域における国家戦略特別区域法(平成 25 年法律 第 107 号) 第 19 条の 2 (国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)に定める創業 者の公募について

令 和 7 年 10 月 22 日 内閣府 地方創生推進事務局

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域において、国家戦略特別区域法(平成 25 年 法律第 107 号。以下「法」という。)第 19 条の 2 の特定事業(国家戦略特別区域創業 者人材確保支援事業)を行うに当たり、同条に定める創業者を公募します。

- ◆ 区域会議は、国家戦略特別区域において実施する具体的な特定事業等を定める区域計画(法第8条第1項に規定する「区域計画」をいう。以下同じ。)の作成やその実施に係る連絡調整等を任務としており、区域会議の構成員は相互に密接な連携の下に協議した上で、区域計画を作成することになります。
- ◆ 国家戦略特別区域において実施する特定事業の内容等は、区域計画で定められ、 内閣総理大臣の認定を受けて効力を生ずることとなるものであり、今回の創業者 の選定が特定事業の実施を決定するものでありません。

記

公募要項

1. 公募対象

別紙に定める要件を満たす者を公募します。

- 2. 応募方法
- (1)募集期限

令和7年10月28日(火)12時

- (2)提出資料
 - (i) 別記様式
 - (ii) 創業者に関する事項が確認できる公的書類(定款及び登記事項証明書(個人の場合にあっては、開業届の写し及び登記事項証明書(商号登記を行っている場合に限る。)) その他これらに準ずると認められるもの)

※提出書類に疑義がある場合には、個別にご相談下さい。

(iii) その他参考となる資料(任意)

(3)提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 国家戦略特別区域会議 創業者公募担当 (住所) 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階 (メールアドレス) i. kokkatoc@cao. go. jp

(4)提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(i)電子メールの場合

別記様式の<電子データ>を添付して提出。

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【<u>i.kokkatoc@cao.go.jp</u>】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、内閣府地方創生推進事務局(電話 03-5510-2465)に確認のご連絡をいただけますと幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「創業者応募 事業主体名」としてください。(例: 創業者応募 OO株式会社)
- ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「福岡市・北九州市 事業主体名」 としてください。(例:福岡市・北九州市 〇〇株式会社)
- (ii) 郵送等による配達又は持参の場合 別記様式を(2)提出先へ配達又はご持参ください。
- ※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「創業者応募書類在中」と朱書 きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷としてください。

(両面印刷は避けてください。)

(5) その他留意事項

提出いただいた書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承願いま

す。

- ・提出期限に遅れて到着したものは、いかなる理由の場合も受け付けませんので、 ご注意ください。
- ・内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には必要な記載事項 を必ず全てご記載ください。

3. 選定について

応募に基づき、選定を行います。選定された者については速やかに公表します。

4. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局内 国家戦略特別区域会議 創業者公募担当

(電話) 03-5510-2465 (メールアドレス)i. kokkatoc@cao. go. jp

【別紙】特定事業の種類及び要件

分野	特定事業
官民人材	国家公務員退職手当法の特例(国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)
	〔国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 19 条の 2 関係〕

【要件】

以下のア〜ウのいずれかの者であること〔産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。)第2条第 31 項第2号、第4号及び第6号に掲げる者〕。

- ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始(事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始した場合を除く。) し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社 が事業を開始し、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ウ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、 当該新たに設立された会社が事業を開始し(法第2条第23項に規定する中小企 業者の行為に限る。)、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として上記に記載する要件のほか、国家戦略特別区域内で行う事業において、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第19条の2に定める国の行政機関の職員としての経験を有する人材の確保を行うと見込めることを考慮し、選定を行います。